

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

①現状【立地】

高萩市は、茨城県の北東部に位置している。東は太平洋に面し、西は多賀山地が連なりその間を花貫川と関根川が流れて溪谷を形成している。また、北側は北茨城市と福島県塙町、南側は日立市、西側は常陸太田市にそれぞれ接しており、東京からは約 150 kmの距離に位置している。市域面積は 193.58 km²で県の約 3.2%をしめている。また、市域の約 85%が山林原野等で耕作面積は 1083ha である。

この地では、古くから人々の生活が営まれ約 6,000 年前の遺跡が確認されているほか、1,200 年前の万葉集にも「手綱の浜の歌」が詠まれ多賀国の行政機関が置かれるなど長い歴史と文化の息づくまちである。

現在の市域の枠組みは、昭和 29 年 (1954 年)に高萩町、松岡町、高岡村の 2 町 1 村と黒前村及び楡形村の一部が合併してつくられた。明治以降、常磐炭鉱の開発などにより発展した。

②想定される地域の災害リスク

(地震：令和 7 年度版高萩市地域防災計画)

◆茨城県を震源地とした被害想定			
No	地震名	地震規模(Mw)	高萩市の最大震度
①	茨城県南部の地震(茨城県南部)	7.3	5弱
②	茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)	7.3	4
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	7.1	7
④	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕帯)	7.0	5強
⑤	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	7.5	6弱
⑥	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	7.5	5強
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	8.4	6弱

上記の中で、本市に最も影響を及ぼす地震は、③F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震で本市は最大震度 7 で、最大の人的被害は、死者 257 名、負傷者 902 名、建物被害は、全壊 4,312 棟、半壊 3,152 棟と想定されている。

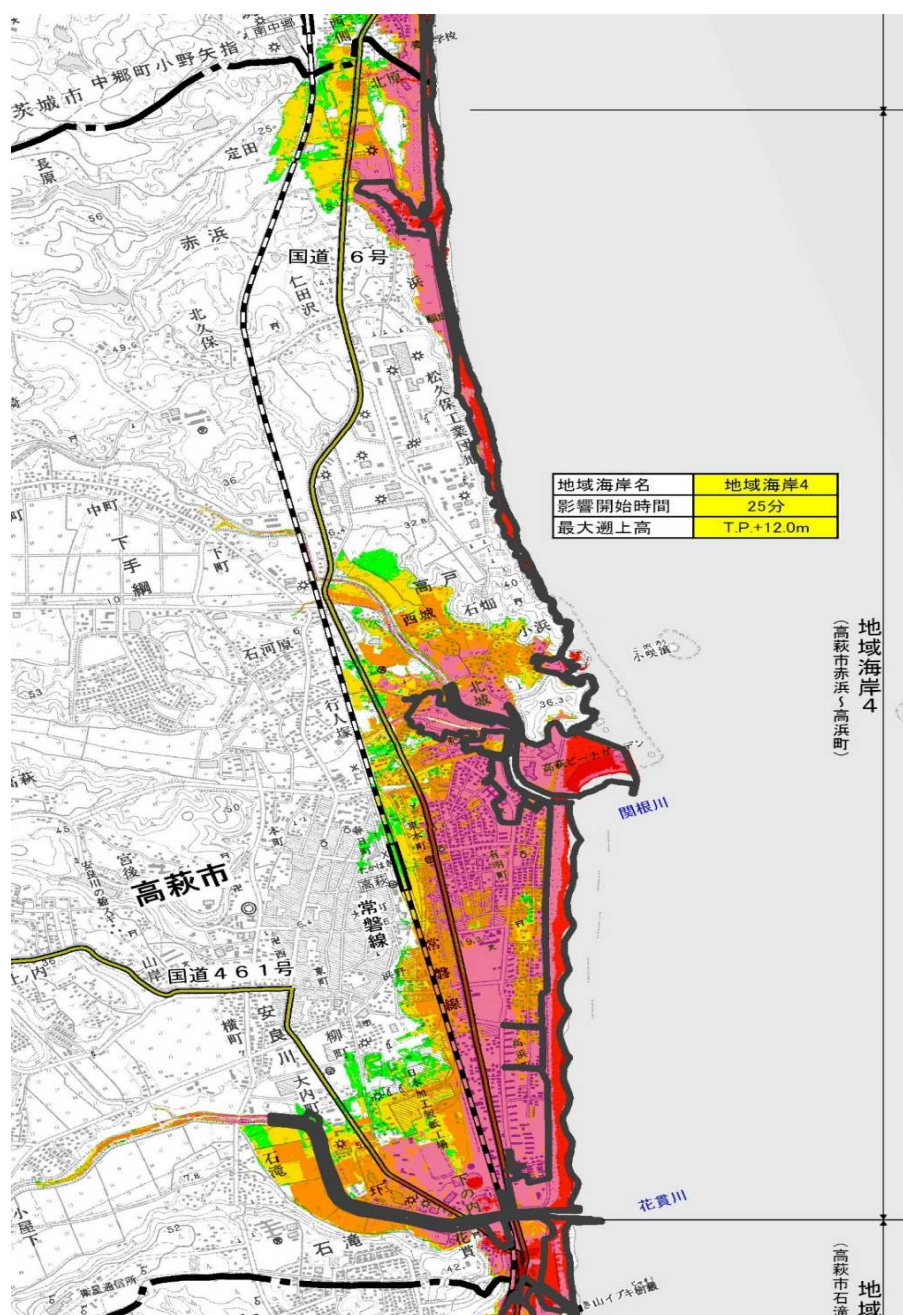
商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、高萩駅前商店街は事業者や家屋が密集しており、火災による被害に加

え、商店街のにぎわいが失われることによる、物販の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

(津波：津波浸水の想定 「茨城県津波浸水想定」、「高萩市地域防災計画」)

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日に示した。これを受け、茨城県では、「津波浸水想定」を検討しており、東北地方太平洋沖地震津波と県が新たに想定した津波（延宝房総沖地震津波の震源域等を参考にした地震）の 2 種類の津波を想定した津波シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせて最大となる浸水域、浸水深を抽出している。

本市における津波浸水想定結果は、下記のとおりである。



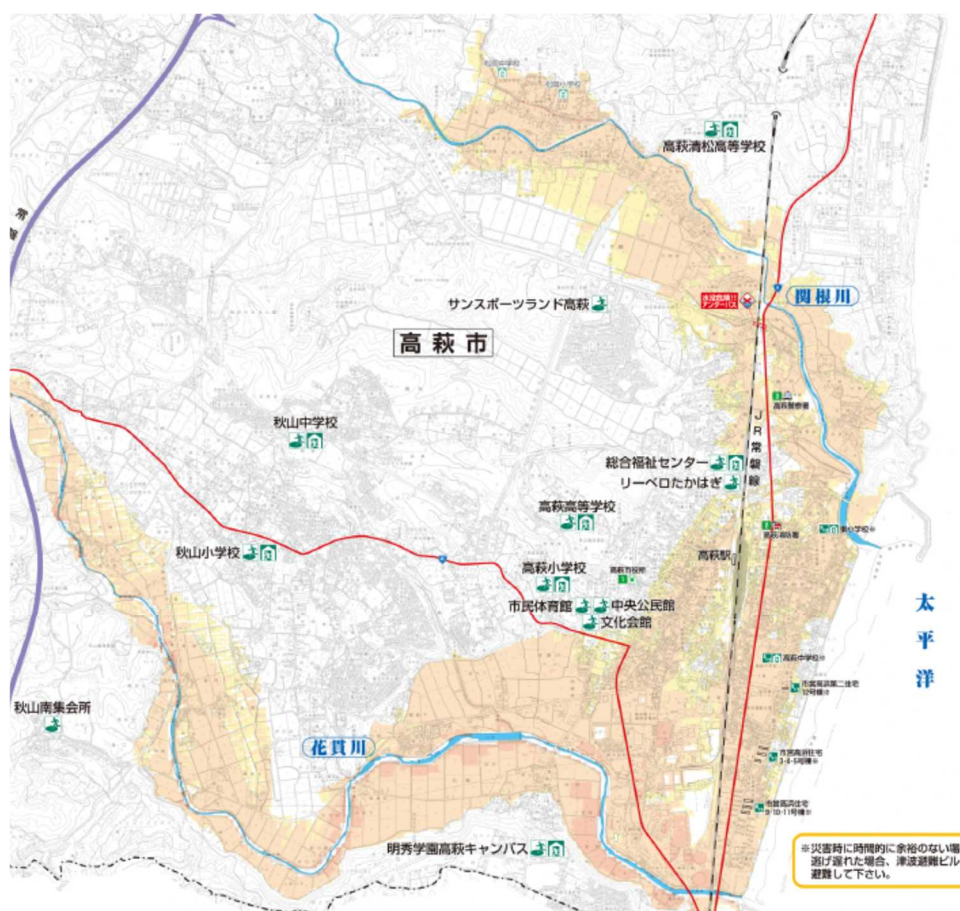
※出典：茨城沿岸津波対策検討委員会検討結果

商工業者のリスクとしては、津波被害が想定される沿岸部には様々な業種による事業者が広域的に点在しており、被災時には被害の拡大や復旧の長期化が想定されるため、事業再開が遅れることにより、事業者の転出・廃業などの可能性がある。

(洪水：市ハザードマップ)

各2級河川流域の最大規模の総雨量(関根川：24時間雨量687.8mm・1時間雨量104.6mm、花貫川：24時間雨量684mm・1時間雨量145.6mm)で想定されたハザードマップによると、関根川流域の松岡地区において最大浸水深3m～5mが予想される。

また、花貫川では秋山・石滝地区を中心に最大浸水深3m～5mが予想されている。

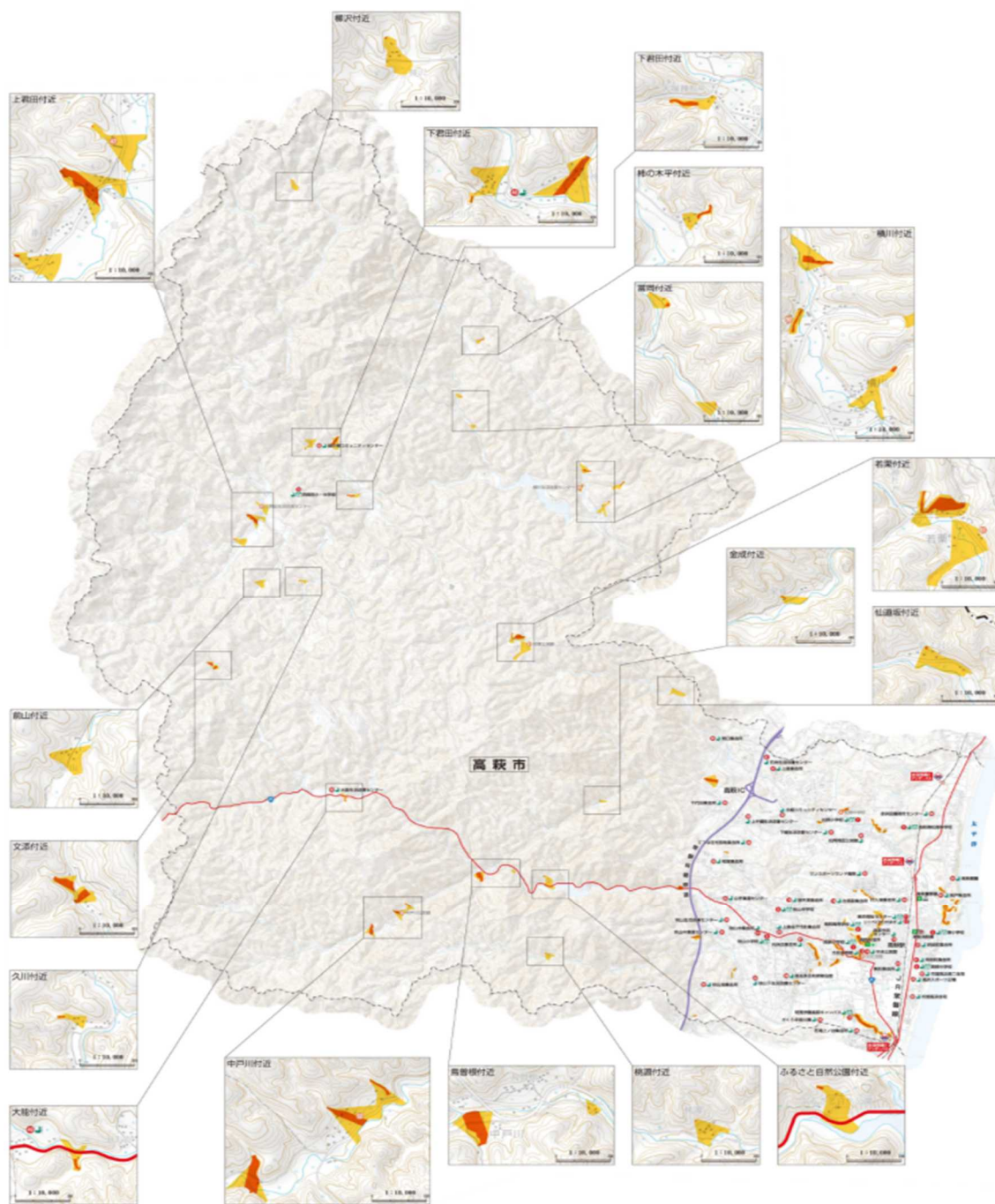


※出典：高萩市防災マップ（1）大雨編

(土砂災害：市ハザードマップ)

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、山間地域を中心に分布している状況となっている。そのほかにも、市内の段丘崖に分布している。

商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。



※出典：高萩市防災マップ（2）土砂災害編

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市の主要産業である卸売・小売業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や、電子決済等の精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者数 632人
- ・ 小規模事業者数 403人

(うち事業継続力強化計画に取り組んでいる小規模事業者は10人)

<高萩市の事業所数(令和6年経済センサス-基礎調査結果)>

業種分類	商工業者数	小規模事業者(うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	備考(事業所の立地状況等)
農林漁業	12	10	山間部に多い
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	山間部に多い
建設業	68	64(4)	市内に広く分散している
製造業	63	36(2)	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2(1)	市内に広く分散している
情報通信業	4	3	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	23	20	市内に広く分散している
卸売業、小売業	155	77(1)	市内に広く分散している
金融業、保険業	11	8	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	21	19	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	17	12	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	5	市内に広く分散している
	飲食サービス業	54	50
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業、娯楽業	5	市内に広く分散している
	その他	40	34
教育、学習支援業	11	6	市内に広く分散している
医療、福祉	76	22(2)	市内に広く分散している
複合サービス事業	9	5	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	39	24	市内に広く分散している
合計	632	403(10)	

(3) これまでの取組

1) 当市の取り組み

- ・ 地域防災計画の策定

昭和36年に策定された災害対策基本法第42条の規定に基づき、高萩市域における自然災害や事故災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、市及び県、地方行政機関等を含めた総合的な防災対策を定めるものであり、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。現在の計画は、令和7年12月改訂の計画である。

- ・ 第6次高萩市総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、防災対策の充実として「災害対策・支援体制の確立」「地域の防災体制整備」「防災意識の高揚」「治水対策の推進」等に取り組んでいる。

- ・ 防災に関する情報提供

各種防災情報については、防災行政無線や市報たかはぎのほかホームページ、SNS等において防災関連の情報提供を行っている。

- ・ 高萩市新型インフルエンザ等(感染症)対策行動計画の策定

当計画は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当市が実施

する措置等を定める。

・本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える当市の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、当市観光商工課、危機対策課と打合せを行った。

2) 当会の取組

・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では中小企業庁作成のチラシやパンフレットを活用し、その「事業継続力強化計画認定制度のご案内」を巡回訪問や補助金申請相談により、配布・周知を行ってきた。

・事業者BCP策定セミナーの開催

BCPの必要性が高まっている現状をふまえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを開催し、事業継続力強化、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。

・損害保険への加入促進

当会では、（1）業務災害補償プラン（2）ビジネス総合保険について、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

・巡回訪問による事業継続力強化の周知・啓発活動

令和元年10月12日から13日にかけての令和元年台風第19号では茨城県に大雨の特別警報（警戒レベル5）が発令され、当市では床下浸水1戸の被害があり、同年10月25日豪雨では総雨量下手綱155mm（1時間に60mm）を観測。関根川浸水想定区域に警戒レベル4が発令され、住宅被害、床上浸水1戸、床下浸水23戸のほか、道路や河川、水路など200箇所を超える被害を受けた。近年では、令和5年9月8日から9日の令和5年台風13号では県北部に線状降水帯が発生。当市では軽傷者1名、全壊1戸、半壊179戸、床下浸水350戸と甚大な被害をもたらした。このような被害を受けた事業者や関根川に隣接する事業者を中心に、巡回訪問時に水害時の事業継続力強化の必要性について周知・啓発を行った。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 7者

・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 2者

・市内主要産業である卸売・小売業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 1.3%

・事業継続力強化に関するセミナー 年1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

・市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。

・地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。

・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。

・当市危機対策課、観光商工課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、損害保険会社、市内金融機関など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・市内の主要産業である卸売・小売業が多く集積する高萩駅周辺地区をはじめ、その両サイドに位置する商業関連事業者や地域経済の機能性が高い安良川地区、手綱地区の小規模事業者を全面的に支援することで、市内全体の事業継続力強化につなげる。

・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が2.5%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

①年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。

②市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を8%

③主要産業である卸売・小売業の小規模事業者においては策定率を5%

④地域経済の中心である高萩駅前、安良川、手綱地区の小規模事業者においては策定率を5%

⑤損害保険加入の取組を年3者に対して行う。

⑥上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ・伴走型補助金を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyoo/kyojinka/risk_finance_sheet.html#sheet
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・高萩市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）及び計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、専門家の派遣依頼及び会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミ

ナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

- ・ 損害保険会社や金融機関に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家を活用し策定支援を行う。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制												
(令和8年3月現在)												
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)												
<table border="1"><tr><td colspan="2">高萩市商工会</td></tr><tr><td>事務局長</td><td>1名</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td>2名</td></tr><tr><td>補助員</td><td>1名</td></tr><tr><td>記帳専任職員</td><td>1名</td></tr></table>	高萩市商工会		事務局長	1名	法定経営指導員	2名	補助員	1名	記帳専任職員	1名	事前相談	茨城県
高萩市商工会												
事務局長	1名											
法定経営指導員	2名											
補助員	1名											
記帳専任職員	1名											
	連携	高萩市 観光商工課										
	連絡調整	高萩市 危機対策課										
	連携											
	連絡調整											

①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、本市観光商工課、危機対策課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を4地区(松岡、山手、東、中央)に分け、法定経営指導員2名体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、損保会社の専門家1名によるセミナー個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員2名、事務員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と高萩市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加藤 稔(連絡先は後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

- ・経営指導員 加藤 稔は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高萩市商工会

〒318-0003 茨城県高萩市下手綱2000

TEL: 0293-22-2501 / FAX: 0293-22-2484

E-mail: info@takahagishoko.or.jp

②関係市町村

高萩市 産業建設部 観光商工課

〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1

TEL: 0293-23-7316 / FAX: 0293-24-0006

E-mail: kan-syou@city.takahagi.lg.jp

※その他（必要に応じて都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
調査費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
専門家派遣費	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
会議運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
パンフ・チラシ作成費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、高萩市補助金、茨城県補助金、事業収入 等
ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する茨城県商工会連合会より派遣承諾があった時は、当該経費が減額となる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項		
<p>(1) 発災後の対策</p> <p>■大規模自然災害</p> <p>自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。</p> <p>①応急対策の実施可否の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・発災後概ね1時間以内に職員の安否確認を行う。・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。 <p>②応急対策の方針決定</p> <ul style="list-style-type: none">・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市・県連と情報共有する。		
被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない	特に行わない
<p>※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。</p>		
<p>③被害情報の共有・報告</p> <ul style="list-style-type: none">・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自に把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。		

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

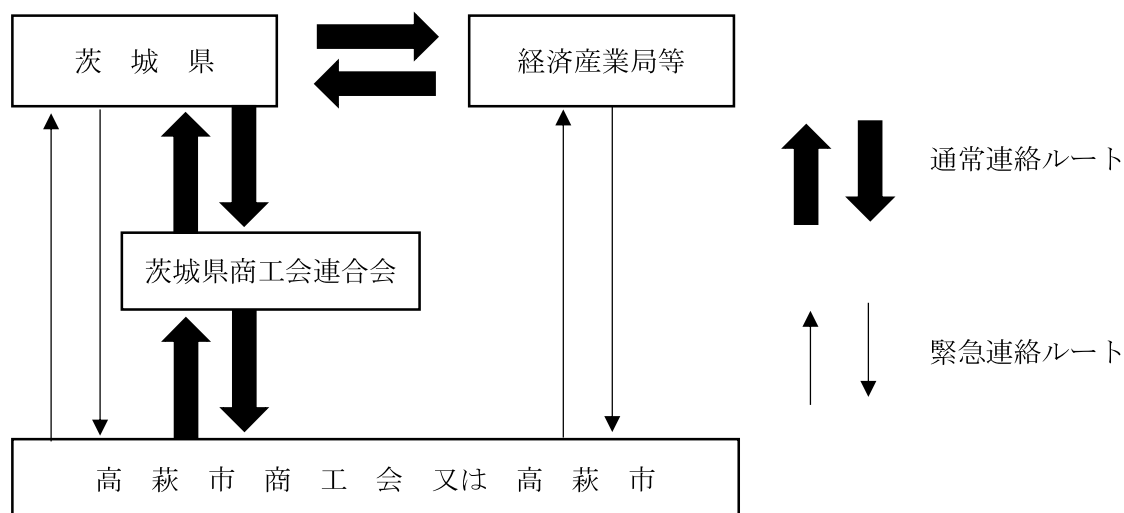
- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有・報告

・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、高萩市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、高萩市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（４）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした支援体制に基づき、災害対応を行う。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。